

滋賀県障害者雇用対策本部の設置について

1 背景

平成24年6月1日現在の県内の障害者の雇用状況は、民間企業の実雇用率が1.78%、法定雇用率達成企業の割合が54.7%といずれも全国平均を上回ったところであるが、未だ法定雇用率の1.8%には達していない。

また、平成25年4月から民間企業の法定雇用率が2.0%に改定される。

このような中、一人でも多くの障害のある人が働く場に参加でき、力を発揮できる環境を早急に整備していくことが喫緊の課題となっている。

2 設置

障害者雇用対策は、労働、教育、福祉等の各分野を横断する取組が必要であり、関係部局が障害者雇用にかかる施策について連絡調整を図り、総合的かつ効果的な推進を図るために当本部を設置する。(設置日 平成24年12月17日)

3 所掌事務

- (1) 障害者の雇用の推進に関する総合調整に関すること。
- (2) 経済団体、福祉団体等の関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他障害者の雇用について必要な事項に関すること。

4 構成員

- 本部長 副知事
本部員 各関係部局の部長、滋賀労働局職業安定部長
主幹事 健康福祉部次長、商工観光労働部次長、教育委員会事務局教育次長
幹事 各関係部局の次長、各関係部局の課長、滋賀労働局職業安定部職業対策課長

5 事務局

健康福祉部障害福祉課、商工観光労働部労働雇用政策課

6 会議開催状況

本部員会議 平成24年12月18日

<障害者雇用対策本部の構成>

1 本部長 副知事

2 本部員

総合政策部長
琵琶湖環境部長
健康福祉部長
商工観光労働部長
農政水産部長
土木交通部長
教育委員会教育長
滋賀労働局職業安定部長

3 幹事

総合政策部	人権施策推進課長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康福祉部	次長 障害福祉課長
商工観光労働部	次長 労働雇用政策課長
農政水産部	農政課長
土木交通部	監理課長
教育委員会事務局	教育次長（教育長職務代行者として指定された者に限る。） 学校教育課長
滋賀労働局職業安定部	職業対策課長

滋賀県障害者雇用対策本部の概要

○背景：・働く場への橋かけプロジェクトの推進にあたっては、障害者雇用の推進が重要である。
・平成24年6月1日現在の県内の障害者の雇用状況は、民間企業の実雇用率が1.78%、法定雇用率達成企業の割合が54.7%と、
いずれも全国平均を上回るもの、法定雇用率の1.8%には達していない。
・また、民間企業の法定雇用率が平成25年4月から2.0%に改定される。
・一人でも多くの障害のある人が働く場に参加でき、力を発揮できる環境を早急に整備していくことが喫緊の課題となっている。

○目的：関係部局等との連携により、障害者の雇用に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図る。

○設置：平成24年12月17日

○事務局：障害福祉課、労働雇用政策課

○所掌事務：
① 障害者の雇用の推進に関する総合調整に関すること。
② 経済団体、福祉団体等の関係機関との連絡調整に関すること。
③ その他障害者の雇用について必要な事項に関すること。

本部員会議
(本部長:副知事)

本部の所掌事務について
審議決定

幹事会議
(主幹事:健康福祉部次長、
商工観光労働部次長、
教育委員会事務局教育次長)

本部の所掌事務について
協議

本部員	幹事
総合政策部長	人権施策推進課長
琵琶湖環境部長	環境政策課長
健康福祉部長	次長 障害福祉課長
商工観光労働部長	次長 労働雇用政策課長
農政水産部長	農政課長
土木交通部長	監理課長
教育委員会教育長	教育次長 学校教育課長
滋賀労働局職業安定部長	職業対策課長

現場の課題把握、連携方策・啓発方法等の検討

課題提起、
連携策等の提言

● 滋賀県障害者雇用促進検討会議
構成: 経済団体、障害者支援団体、労働局、県関係課
目的: 企業、労働、教育、福祉等の関係者で情報を共有し、
県内中小企業を中心に障害者雇用の促進を図る。

● 滋賀県障害者自立支援協議会
構成: 障害福祉サービス事業所、働き・暮らし応援センター、県関係機関等
目的: 県全体・圏域の課題と対応、特別支援学校・特別支援学級生徒の
就労等の場の確保等に向けたネットワーク形成、相談支援